

いわき市水道局の工事請負契約の手引き

- 契約の締結に必要な書類 . . . P 1
- 契約保証について . . . P 2～4
- 書類作成上の注意及び記入例 . . . P 5～17

お問い合わせ先

いわき市水道局事業支援課管財契約係

住 所 : いわき市平字童子町 2 の 5

電 話 : 直通 0246 (22) 9315

代表 0246 (22) 1221 内線 427・428

F A X : 0246 (21) 4644

—令和 8 年 4 月現在—

契約の締結に必要な書類（事業支援課で扱う建設工事等）

事務の流れ	提出書類等	提出先				
落札 ▼ 契約締結 着工	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【工事請負契約】</p> <p>① いわき市工事請負契約書 2部 ※電子契約の場合は1部</p> <p>② 仲裁合意書 2部 ※電子契約の場合は1部</p> <p>③ 契約保証に関する書類 ※請負代金額が税込500万円未満は免除</p> <p>④ 現場代理人及び主任技術者等通知書 及び 添付書類 各1部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【④の添付書類】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">現場代理人</td> <td style="padding: 5px;">・経歴書 ※任意様式、代表者印による証明を要する</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">主任技術者 又は 監理技術者</td> <td style="padding: 5px;">・経歴書 ※任意様式、代表者印による証明を要する ・所有する資格を確認できる書類の写し ・恒常的な雇用関係を確認できる書類 ※P12を確認してください。</td> </tr> </table> </div> <p>⑤ 工事着工届 1部</p> <p>⑥ 工事工程表 1部 ※契約工期が30日以内の場合、省略可</p> <p>⑦ 建設業退職金共済制度に係る掛金収納書 1部 ※ 請負代金額が税抜100万円未満の場合は省略可 ※ 建設業退職金共済の該当がない場合は、掛金収納書を提出しない理由を記載した理由書にその理由を証明する書類を添えて提出してください。</p> <p>※ ①について、請負代金額100万円未満の場合は、いわき市工事請負請書に替えることができますが、電子契約を利用する場合は請書での契約はできません（請書の場合は紙での契約になります）。なお、請書を提出する場合は②の提出を省略することができます。</p> <p>注) ⑤～⑦の書類を一緒に提出できない場合は、契約締結後に工事担当課に提出してください。</p> </div>	現場代理人	・経歴書 ※任意様式、代表者印による証明を要する	主任技術者 又は 監理技術者	・経歴書 ※任意様式、代表者印による証明を要する ・所有する資格を確認できる書類の写し ・恒常的な雇用関係を確認できる書類 ※P12を確認してください。	事 業 支 援 課
現場代理人	・経歴書 ※任意様式、代表者印による証明を要する					
主任技術者 又は 監理技術者	・経歴書 ※任意様式、代表者印による証明を要する ・所有する資格を確認できる書類の写し ・恒常的な雇用関係を確認できる書類 ※P12を確認してください。					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【建設工事に係る測量調査設計委託契約】</p> <p>① 業務委託契約書 2部 ※電子契約の場合は1部</p> <p>② 着工届 1部</p> <p>③ 工程表 1部</p> <p>④ 技術者選任届 1部</p> <p>⑤ 契約保証に関する書類 1部 ※請負代金額が税込300万円未満は免除</p> </div>					

※ 電子契約を希望する場合は「電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書」「契約書」「仲裁合意書」のデータを落札決定の翌開庁日の12:00までに提出する必要があります。

※ 各様式については、水道局ホームページからダウンロードしてご利用ください。「事業者の方へ」→「入札・契約情報」→「入札・契約制度」→「(水道局)電子契約の導入について」

※ 変更契約が必要な場合は、事業支援課よりその旨を連絡しますので、変更契約書等は、事業支援課へ提出してください。この取扱いは、一般的な工事請負契約の場合であるため、「共同企業体」「数年継続」による工事の場合は事務の流れや提出書類が異なりますので、別途御相談ください。

※ 前金払・部分払・竣工金の請求書等の提出及び請求に関しては、工事担当課へ直接ご確認ください。

※ 建設リサイクル法に関する書類（法第12条文書、法第13条文書）は、工事監督員へ提出してください。

契約保証について（契約保証に関する書類）

落札者は、「いわき市水道局契約規程第 27 条」及び「いわき市水道局工事請負契約約款第 4 条」に基づき、契約と同時に、請負代金額の 10 分の 1 以上の額の契約保証が必要となります。

1 契約保証と契約締結

契約保証は「契約上の義務の履行を確保するために徴する担保」であることから、契約締結時に契約保証金の納付又は保証書等の提出がない場合は、契約を締結することができません。

したがって、契約保証の提出は契約書案の提出と同時に行うこととなります。

2 契約保証を必要としない場合

工事請負については請負代金額が税込 500 万円未満、建設工事にかかる測量調査設計委託については契約金額が税込 300 万円未満の場合は、免除となります。

ただし、当初免除であっても、請負代金額等の変更により、変更後の税込金額が上記の金額を超える場合は、契約保証が必要となるため、変更契約予定日までに契約保証を確保してください。

3 契約保証の方法

契約保証は、以下の(1)～(5)のいずれかの方法により行ってください。

(1) 契約保証金の現金納付

市水道局の発行する納入通知書兼領収証書により、金融機関等に「現金等」を納付すること。
※納入通知書兼領収証書は工事担当課が発行します。

① 納付後

- ア 金融機関等が領収印を押した「納入通知書兼領収証書」を提示してください。
- イ コピーした後、当該領収証書を返却します。

② 納付した現金の還付

- ア 納入通知書兼領収証書の納入内容及び金額を記載した請求書を作成してください。
- イ 記名押印し、完成工事物の引渡し後、工事担当課へ請求してください。
- ※ 請求書が提出されない場合、契約保証金の還付が遅延してしまう恐れがありますので、速やかに提出するようご注意ください。

(2) 保証事業会社・銀行等金融機関の保証書の提出

債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関等の保証であること。

「保証証書（保証事業会社の場合は約款も含む）」の原本を提出してください。

※保証事業者会社の電子保証を利用する場合は、別紙（電子保証の導入について）をご確認ください。

① 損害金の支払を保証する金融機関等

- ア 「公共工事の前払金保証事業に関する法律」第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社
- イ 「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」に規定する金融機関である銀行等（銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受け入れを行う組合）

② 保証申込上の注意

宛名	「いわき市水道事業管理者 ○○○○」であること。
保証責務の内容	工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。
保証に係る工事の工事名	工事請負契約書に記載される工事名であること。

保証金額	請負代金額の10分の1以上の金額であること。
保証期間	契約工期を含むものであること。
保証債務履行請求期限	保証期間経過後6か月以上確保されていること。

③ 保証書の返還

工事目的物の引渡し後、工事担当課へ「保証書に係る受領書」を提出し、保証書の返還を受け、銀行等へ返還すること。

(3) 公共工事履行保証証券（履行ボンド）の提出

保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証していること。
「保証証券及び約款」の原本を提出してください。

【保証申込上の注意】

債権者	「いわき市水道事業管理者 ○○○○」であること。
証券上の主契約の内容としての工事名	工事請負契約書に記載される工事名であること。
保証金額	請負代金額の10分の1以上の金額であること。
保証期間	契約工期を含むものであること。

(4) 履行保証保険契約に係る証券の提出

保険会社が債務の不履行により生ずる損害をてん補する保険契約に係る証券であること。
「保険証券及び約款」の原本を提出してください。

【保険申込上の注意】

被保険者	「いわき市水道事業管理者 ○○○○」であること。
申込の種類	定額てん補方式を申し込みすること。
証券上の契約の内容としての工事名	工事請負契約書に記載される工事名であること。
保険金額	請負代金額の10分の1以上の金額であること。
保険期間	契約工期を含むものであること。

(5) 有価証券の提供

有価証券の種類及びその担保価額は、「地方債証券（額面全額）」又は「国債証券（額面全額）」のいずれかとし、市水道局の出納機関へ提供すること。

有価証券が記名有価証券の場合は、その払い込みの際に、売却承諾書及び白紙委任状を添えて払い込むこと。

① 払込後

- | |
|--|
| <p>ア 出納機関の交付する「保管有価証券領収書」を提示してください。</p> <p>イ コピーした後、当該領収書を返却します。</p> |
|--|

② 払い込んだ有価証券の払渡

工事目的物の引渡し後、工事担当課へ払渡の請求をすること。

4 その他

請負代金額や工期の変更に伴う契約保証の変更については、発注者の指示に従ってください。
(通常は「工期延長」の場合に契約保証の変更を求めています。)

電子保証の導入について

建設工事及び測量・設計等工事関係業務委託に係る契約保証及び前払金保証（中間前払金含む）について、電磁的方法により発行された保証証書（電子証書）の取り扱いを、令和6年4月から開始します。

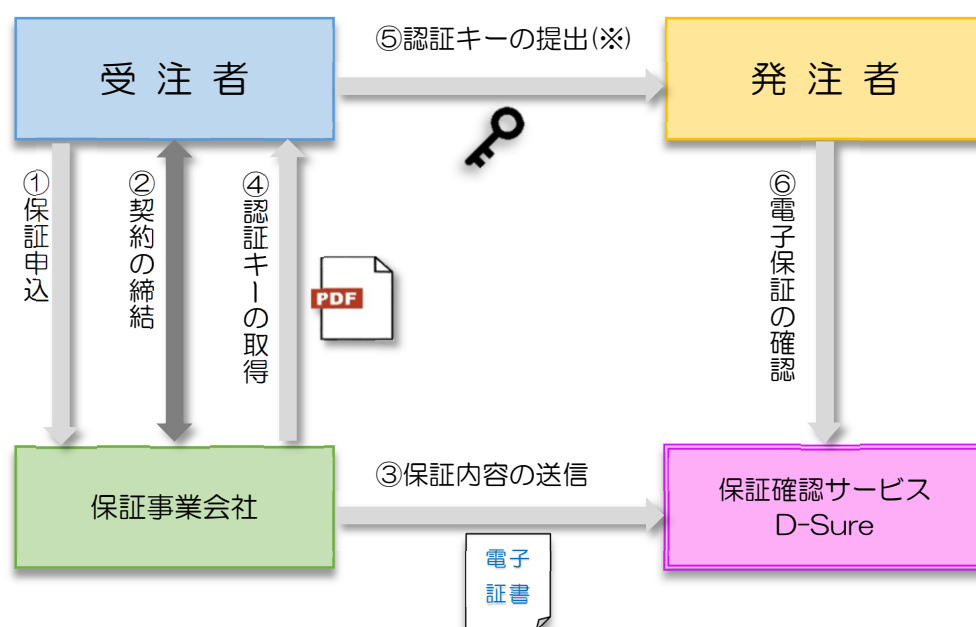
なお、電子証書の申し込み方法等については、保証事業会社にお問い合わせください。

1 電子証書の提出が可能な契約

令和6年4月1日以降に締結する建設工事及び測量・設計等工事関係業務委託の契約から提出が可能となります。

※ 電子保証の運用開始後も、これまでどおり紙による保証証書の提出も可能です。

2 電子保証の仕組み及びフロー



※「⑤認証キーの提出」の方法

(1) 提出いただくもの

保証事業会社から提供された電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ

(2) 提出先 ※それぞれ紙（印刷）または電子メールで提出してください。

(ア) 契約保証⇒契約担当課

(イ) 前払金保証・中間前払金保証⇒工事担当課

<電子メールで提出する場合のメールアドレス>

(ア) 『契約保証』

➢ 事業支援課で入札等を実施した案件：専用アドレス (suido-denshikeiyaku@city.iwaki.lg.jp)

➢ 事業支援課以外で入札等を実施した案件：各工事担当課にご確認ください。

(イ) 『前払金保証・中間前払金保証』

➢ 各工事担当課にご確認ください。※事業支援課では前払金保証・中間前払金保証を受領しませんので、送付先にご確認ください。

<電子メール送信時の注意事項>

メールの件名は必ず「【保証名称・認証キー】 受注業者名」とし、本文中に工事(業務)名、担当者氏名、連絡先を記載してください。(件名例：【契約保証・認証キー】〇〇〇〇株式会社)

3 その他

※契約保証のうち、現金納付、金融機関の保証、保険会社の履行保証保険及び工事履行保証（履行ボンド）については、従来どおりの取り扱いとなります。

※書面等により電子証書そのものを提出することは認められませんのでご注意ください。

書類作成上の注意及び記入例

書類の作成にあたっては、「落札決定通知書」に記載している「工事等名・工事等場所・契約予定日・予定工期」を確認してください。

1 契約締結期限について

「入札心得」においては「落札決定の日から7平日以内」を締結期限としておりますが、落札決定通知書の契約予定日は「5平日後」と少し早めに設定しております。

※ 落札決定通知書に記載してある契約予定日が原則として「契約日」となります。

2 記入例について

次の内容を例として、6頁以降から各書類の記入例を表示しております。なお、全ての書類に記入する日付は和暦（令和〇年〇月〇日）で記入してください。

【契約例】

工 事 名 いわき市水道局◎◎配水管改良工事
工 事 場 所 いわき市平字童子町 地内
契約予定日 令和〇〇年6月1日
契約 工 期 令和〇〇年6月3日～ 令和△△年3月11日
請 負 者 ○×県△▽市□◇町14-15
○○株式会社 いわき支社 支社長 ◎◎ ◎◎
請負代金額 11,000,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,000,000円)

「書類の提出方法について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6～8

「いわき市工事請負契約書」の記入例・・・・・・・・・・・・ P 9

「仲裁合意書」の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10～11

「現場代理人及び主任技術者等通知書」の記入例・・・・・・ P 12～15

「工事着工届」の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 16

「工事工程表」の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 17

書類の提出方法について

① 紙契約の場合

「契約の締結に必要な書類（P.1をご確認ください）」を作成・準備し、落札決定通知書に記載されている契約予定日までに、事業支援課（管財契約係）へ持参してください。（遠方の場合は郵送による提出も可とします。）

提出された契約書類は、受付時に係員が確認します。書類に不備や不足が確認された場合は、修正等を指示しますので、速やかに修正を行ってください。

- ※ 書類の不備や不足に対応できるよう、可能な限り契約予定日より前の書類提出にご協力をお願いします。
- ※ 契約保証については、契約日までに手続きが完了していなければなりませんのでご注意ください。

② 電子契約の場合

次の手順により、手続きを行ってください。なお、締め切りまでに各書類の提出が無い場合や、提出書類に不備・不足がある場合は、電子契約による手続きが継続できず、紙での契約へ移行する場合がありますのでご注意ください。

電子契約を希望する場合、請負金額が100万円以下であっても、「契約書」を取り交わす必要があります。（従来の「請書」での契約を希望する場合は、紙での契約となります。）

※ 日付を遡った契約（電子署名）はできませんのでご注意ください。

(1) 「電子契約利用申出書類」及び「契約書・仲裁合意書」の提出

入札の結果、落札者に決定した場合、事業支援課より電話による落札決定の連絡及びFAXによる落札決定通知書等の送付がありますので、

- 電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書
- 契約書（電子契約用）
- 仲裁合意書（電子契約用）※工事請負のみ

の3点を作成し、落札決定日の翌開庁日の正午（12：00）までに、落札決定通知等の書類に記載されている事業支援課電子契約用専用メールアドレスへ送信してください。

期限までに申出がなされない（申請書類等のメールが事業支援課で受信確認できない場合）は、紙での契約を選択したとみなしますのでご注意ください。

- ※ 電子メール送信時の件名は「【電子契約】○○○○工事（会社名）」としてください。
- ※ メール送信後は、事業支援課管財契約係へ電話連絡をしてください。

(2) 「契約関係書類」の提出

次の書類を作成・準備し、契約予定日の前開庁日の正午（12：00）までに、事業支援課へ提出してください。

【建設工事の場合】

- 工事着工届
- 工事工程表
 - 契約工期が 30 日以内の場合は省略可
- 契約保証の関係書類
 - 請負代金が税込 500 万円未満の場合は免除
- 現場代理人及び主任技術者等通知書
 - 「経歴書、所有する資格を確認できる書類の写し、恒常的な雇用を確認できる書類の写し」を含む
- 建退共掛金収納書（発注者控）
 - 請負代金が税抜 100 万円未満の場合は省略可
 - 建設業退職金共済の該当がない場合は、掛金収納書を提出しない理由を記載した理由書にその理由を証明する書類を添えて提出してください。

【測量調査設計委託の場合】

- 着工届
- 工程表
- 契約保証の関係書類 → 請負代金が税込 300 万円未満の場合は免除
- 技術者選任届

※ 事業支援課管財契約係へ直接持参してください（電子メールでの提出はできません）。

なお、遠方である場合は郵送での提出も可としますが、提出期限までに提出先へ到着する必要があります。

※ 書類の不備や不足に対応できるよう、早めの書類提出にご協力をお願いします。

※ 「契約保証の関係書類」について、保証事業会社の電子保証を利用する方は、電子メールによる提出も可能です。手続きの詳細は、水道局ホームページ内「電子保証の導入について（令和 6 年 3 月 29 日）」をご確認ください。

※ 提出書類に不足や不備があり、契約予定日の正午までに解消されなかった場合は電子での契約ができません。不備により紙での契約へ移行する場合は、契約書等への押

印作業および印紙税の負担が発生しますのでご注意ください。

(3) 電子契約システムでの「署名」

(1)の提出の概ね2日後までに、「電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書」で届出した電子メールアドレス宛に、電子印鑑GMOサインより「契約への署名依頼メール」が届きますので、メール本文内の「文書を確認する」のリンクから、電子契約サービスのウェブサイトへアクセスし、署名作業を行ってください。

※ 契約予定日の前開庁日の正午（12：00）までに、署名作業を終了してください。

※ 作業手順については、水道局ホームページ内「電子契約の導入について」をご確認ください。

※ 電子契約サービスにおける作業内容の不明点や不具合の発生等については、電子印鑑GMOサインのヘルプデスクへお問い合わせください。

【電話：03-6415-7444、受付時間：10:00～18:00（土日及び祝日を除く。）】

(4) 契約締結後の「契約データのダウンロード」

契約書類等に問題が無い場合は、契約日に水道局側で署名を行い、契約締結となります。

契約締結後、電子印鑑GMOサインより「電子署名完了のお知らせ」が届きますので、メール本文内の「ダウンロード」のリンクから、電子契約サービスのウェブサイトへアクセスのうえ、契約書類等のデータをダウンロードして、自社のPC等に保存してください。**データをダウンロードできる期間は14日間です。**期間を過ぎるとダウンロードできなくなりますのでご注意ください。

※ 事業支援課からの「契約書」「仲裁合意書」の郵送は行いませんのでご注意ください。

※ 契約締結後、監督員通知書をお渡しいたしますので、事業支援課管財契約係までお越しください。

※ 契約書を証拠書類として提出する際に、「電子契約書」に加えて「契約締結証明書」の提出を求められた場合は、工事担当課（または予算担当課）へ「契約締結証明書」の提供を依頼し、受領してください。

【記入例】

いわき市工事請負契約書

収入
印紙

作成する2部のうち1部は収入印紙を貼付
(印紙税額は国税庁HPで確認してください)

工事名

いわき市水道局◎◎配水管改良工事

工事場所

いわき市平字童子町 地内

契約工期

令和〇〇年6月3日から 令和△△年3月11日まで

請負代金額

円

¥ 1 1 0 0 0 0 0 0

落札金額に100分の10を加えた額を記載する
※落札決定通知書に記載の金額

うち取引に係る消費税及び
地方消費税の額

円

¥ 1 0 0 0 0 0 0

消費税額を記入
※免税事業者の場合は「¥0」と記入する

契約保証金

円

¥ 1 1 0 0 0 0 0

上記工事について、発注
約約款の各条項を遵守の上、

特約条項

通常は落札決定通知書に記載された契約保証金額を記入するが、次のいずれかに
該当する場合は「免除」と記入し、「¥0」とは記入しないこと

- ① 請負代金額が税込500万円未満の場合
- ② 契約保証として、公共工事履行保証証券（履行ボンド）を提出する場合
- ③ 契約保証として、履行保証保険契約に係る証券を提出する場合

※保証事業会社（東日本建設業保証株等）や、銀行等金融機関の契約保証を使用
する場合は、「契約保証金額」を記入すること

上記契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、それぞれ1通を保有
する。

令和〇〇年6月1日

発注者 いわき市水道事業管理者

◎◎ ◎◎

印

受注者

住 所 ○×県△▽市□◇町14-15

氏 名 ○〇株式会社 いわき支社

支社長 ◎◎ ◎◎

印

※電子契約の場合、印紙及び押印は不要です。

仲 裁 合 意 書

工 事 名 **いわき市水道局◎◎配水管改良工事**

両面印刷での作成を原則とします。
裏面の内容を別紙とする場合は、左側
をステープルで留め、割印を押印して
ください。

工事場所 **いわき市平字童子町 地内**

落札決定通知書記載の契約予定日を記入
※日付は和暦で記入する

令和〇〇年**6月1日**に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争について
は、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付
し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 **福島県建設工事紛争審査会**

契約日と同日

令和〇〇年**6月1日**

発 注 者 **いわき市水道事業管理者**
◎◎ ◎◎

印

受 注 者 **○×県△▽市□◇町14-15**
◎◎株式会社 いわき支社
支社長 ◎◎ ◎◎

印

注) 裏面「仲裁合意書について」が漏れないようにすること。

※電子契約の場合、押印は不要です。

【記入例】

(仲裁合意書の裏面)

仲裁合意書について

(1) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続きによってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

(2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続きは、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

両面印刷で作成してください。

【記入例】

当初を○で囲む

当初・変更

現場代理人及び主任技術者等通知書

令和〇〇年6月1日に契約を締結した、**いわき市水道局◎◎配水管改良工事**（工期 令和〇〇年6月3日～令和△△年3月11日）について、いわき市水道局工事請負契約約款第10条の規定に基づき、本件工事の現場代理人及び主任技術者等（主任技術者又は監理技術者）を下記のとおり定めたので、別添経歴書を添えて通知します。

いわき市水道事業管理者 様

令和〇〇年6月1日

契約日を記入する

受注者 住所 ○×県△▽市□◇町14-15

氏名 ○○株式会社 いわき支社
支社長 ◎◎ ◎◎

1又は2のうち該当する番号を○で囲む

記

1 現場代理人（通知日現在、現場代理人等になっている他の工事については、裏面の一覧表のとおりです）

氏名	権限
△△ △△ (昭和〇年〇月〇日生)	① 約款第10条第2項に規定する権限のすべて 2 上記のうち を除く。

(注) 1 該当する事項の番号を○で囲むこと。
2 建設業法上の営業所の専任技術者である者

主任技術者・監理技術者になる資格を所持している場合はその名称を記載すること。経験年数により主任技術者になることができる場合の者の場合は「経験年数●年」と記載すること（経歴書に当該工種の必要年数分の実績を記入すること）

1又は2のうち該当する番号を○で囲む

2 主任技術者又は監理技術者（通知日現在、主任技術者等になっている他の工事については、裏面の一覧表のとおりです）

施工形態	技術者				
	区分	氏名	役職	資格の名称	
1 すべて自社施工する。	主任技術者	(年月日生)			
② 一部下請施工する。 下請金額区分	区分	氏名	役職	資格の名称	資格者証番号
	i 下請総額5,000万円未満	主任技術者	課長	一級土木管理技士	第99999999号
	ii 下請総額5,000万円以上	監理			

2に該当する場合、更に i 又は ii のいずれかを○で囲む

次の①～③の資料を添付すること。●現場代理人は①のみ ●主任技術者・監理技術者は①②③全て

- ① 経歴書（契約日付で受注者の印による証明がされていること。当該工事の工種の経歴を記載していること。）
- ② 所持している資格を確認できる書類の写し（実務経験で主任技術者の資格を得ている場合は①で確認）
- ③ 受注者と技術者の直接かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類

※ 監理技術者証の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し、健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書の写し、市民税特別徴収税額の決定通知書の写し、雇用証明書（発行から1年以内）の写しなど

※ 従来の健康保険証（R7.12.2.で失効）や資格確認書（雇用企業名が記載されていない）は不可

※ ①の経歴書に「雇用開始年月日（直接的な雇用を開始した日）」が記載されている場合は①でも可

注) 裏面が漏れないようにすること。

[裏面]

【現場代理人】今回の工事について記入する

【記入例】

当該工事の現場代理人が兼務する工事一覧表

発注者	工事名 (施 工 箇 所)	工 期	請負金額	適用区分
当該工事	いわき市水道局◎◎配水管改良工事 いわき市平字童子町 地内	○. 6. 3 ～○.3.11	¥11,000,000	
他の工事	いわき市水道局 △△△△△△災害復旧工事 いわき市△△△ 地内	○. 4. 1 ～○.12.15	¥9,999,999	<input type="checkbox"/> 近接工事 <input checked="" type="checkbox"/> 10km以内 <input type="checkbox"/> 少額工事
	いわき市水道局 □□□□□□□□□□□□□□工事 いわき市□□□□ 地内	○. 8. 1 ～○. 3.31	¥9,999,999	<input checked="" type="checkbox"/> 近接工事 <input type="checkbox"/> 10km以内 <input type="checkbox"/> 少額工事
				<input type="checkbox"/> 近接工事 <input type="checkbox"/> 10km以内 <input type="checkbox"/> 少額工事
				<input type="checkbox"/> 近接工事 <input type="checkbox"/> 10km以内 <input type="checkbox"/> 少額工事

【現場代理人】既に他の工事の現場代理人をしている場合は「他の工事」欄にその内容を記入する

※ 上記に記載した「他の工事」がいわき市水道局発注工事の場合は、「他の工事」の監督員へ写しを提出すること。

【主任技術者等】今回の工事について記入する

当該工事の主任技術者等が管理する工事一覧表

発注者	工事名 (施 工 箇 所)	工 期	請負金額	適用区分
当該工事	いわき市水道局◎◎配水管改良工事 いわき市平字童子町 地内	○. 6. 3 ～○.3.11	¥11,000,000	
他の工事	いわき市水道局 災害復旧関連△△△△△△△△△△工事 いわき市△△△ 地内	○. 4. 1 ～○.12.15	¥9,999,999	<input type="checkbox"/> 近接工事 <input checked="" type="checkbox"/> 10km以内 <input type="checkbox"/> 少額工事
	いわき市水道局 □□□□□□□□□□□□□□工事 いわき市□□□□ 地内	○. 8. 1 ～○. 3.31	¥9,999,999	<input checked="" type="checkbox"/> 近接工事 <input type="checkbox"/> 10km以内 <input type="checkbox"/> 少額工事
				<input type="checkbox"/> 近接工事 <input type="checkbox"/> 10km以内 <input type="checkbox"/> 少額工事
				<input type="checkbox"/> 近接工事 <input type="checkbox"/> 10km以内 <input type="checkbox"/> 少額工事

【主任技術者等】既に他の工事の主任技術者等をしている場合は「他の工事」欄にその内容を記入する

※ 上記に記載した「他の工事」がいわき市水道局発注工事の場合は、「他の工事」の監督員へ写しを提出すること。

【凡例】
 10km以内： 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場間の相互の間隔が 10km 程度以下の近接した場所において同一の建設業者により施工される工事
 少額工事：【現場代理人】 工事場所が市内で、契約金額 4,500 万円未満（建築一式工事の場合は 9,000 万円未満）の工事
 【主任技術者等】契約金額 4,500 万円未満（建築一式工事の場合は 9,000 万円未満）の工事

現場代理人の常駐義務緩和措置の改正について

現場代理人については工事現場ごとに常駐するよう義務付けておりますが、次のとおり一部工事について常駐義務を緩和し、他工事との兼務を認めることとします。

1 複数の工事の現場代理人を兼務する場合の対象工事

工事現場における現場代理人の常駐義務の緩和の対象となる工事は、本市^{*1}又は福島県及び他市町村（以下「福島県等」）が発注する工事で、次のいずれかの条件を満たすものとする。

ただし、福島県等が発注する工事との兼務にあたっては、本市及び福島県等がそれぞれ現場代理人の兼務を認めた場合に限るものとする。

(1) 近接工事等（次のいずれかに該当する工事）

① 近接工事

② 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事

(2) 工事場所が市内で、契約金額が4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）の工事

2 兼務できる工事件数

(1) 本市が発注する他工事と兼務する場合

兼務できる工事件数は3件までとする。なお、近接工事等については1件とみなして加算する。

(2) 福島県等が発注する工事と兼務する場合

兼務できる工事件数は、それぞれの発注機関が定める兼務可能な件数のうち、最も少ないものをその上限とする。

3 留意事項

(1) 工事内容等により品質管理や安全管理に支障があると判断される場合には兼務を認めない場合があります。

なお、現場代理人の常駐義務緩和措置は、国などの公共工事等の兼務を認めるものではありません。

(2) 常駐義務緩和措置により複数現場を兼務することとなった工事現場において、次の事項を履行する必要があります。なお、履行されていないことが確認された場合は、緩和は認められません。

① 現場代理人が不在となる工事現場においては、工事現場の取締りのほか、工事の施工に関する事項を処理できる不在時責任者を指定し、必ず配置すること。

② 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。

③ 現場代理人が工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図るとともに、監督員と必ず連絡が取れる体制を構築すること。

- ④ 常駐義務の緩和の対象となる工事に係る連絡体制表を作成し、関係する監督員全員に提出すること。
 - ⑤ 現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること。
- (3) 常駐義務の緩和の対象となる工事が、次のいずれかに該当する場合は、(3)の①、②、③の履行は不要となります。
- ア 工事が完了して竣工検査の待機中となっている場合
 - イ 契約後の準備期間中で、工事に着手していない場合
 - ウ 他の工事が中止または休止となっている場合
- (4) 常駐義務の緩和の対象となる工事の現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故が発生した場合は、直ちに当該現場代理人に対する常駐義務緩和措置を取り消すものとします。
- (5) 受注者が工事発注者から現場代理人の常駐義務緩和措置を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合には、工事発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとします。
- (6) 常駐義務緩和措置を取り消された場合には、取り消された事由により一定期間、当該受注者に対する常駐義務緩和措置を認めないものとします。

※1 本市とは、いわき市水道局のほか、いわき市及びいわき市医療センターを含みます。

【記入例】

工 事 着 工 届

令和〇〇年6月1日

いわき市水道事業管理者 様

契約書に記載した契約日を記入する

※日付は和暦で記入する

受 注 者

住 所 〇×県△▽市□◇町14-15

氏 名 〇〇株式会社 いわき支社
支社長 〇〇 〇〇

電話番号 ××××-××-××××

工事名 いわき市水道局〇〇配水管改良工事	
工事場所 いわき市平字童子町 地内	
請負代金額 円 ¥ 1 1 0 0 0 0 0 0 0	令和〇〇年 6 月 1 日 契約
令和〇〇年 6 月 3 日 着工 契約工期の初日を記入する	契約工期 令和〇〇年 6 月 3 日 から 令和△△年 3 月 1 日 まで

確認欄	年 月 日
課 係	
監督員職氏名
確認欄は記入しない	係長

【記入例】

工 事 工 程 表

契約日を記載(変更契約時は、変更契約日)

令和〇〇年6月1日 提出

工事名 いわき市水道局◎◎配水管改良工事	工事場所 いわき市平字童子町 地内	受注者 ○×県△▽市□◇町 14-15 ○○株式会社 いわき支社 支社長 ◎◎ ◎◎					
確認欄 年 月 日 監督員職氏名 ◎	工事請負代金額 円 ¥ 1 1 0 0 0 0 0 0	契約工期 令和〇〇年 6月 3日 から 令和△△年 3月 11日 まで					
工事の種類	令和〇年〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	
	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	
●●工	[Redacted]						
●●工	[Redacted]						
●●工	[Redacted]						

確認欄は記入しない

17

係長

注) 工期変更に伴い、変更の工程表を提出する場合は、当初の工程に、変更後の工程を赤で書き加えるなど、変更前後の比較ができるようにすること。